

川崎市障害者災害時個別避難計画作成事業実施要綱

制定 令和4年1月20日 3川健庶第1514号（健康福祉局長専決）

最終改正 令和7年4月1日 6川健庶第1896号（健康福祉局長専決）

（目的）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（以下、「法」という。）（昭和36年法律第223号）第49条の14第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動に支援が必要な避難行要支援者（以下「要支援者」という。）に対し、災害時の具体的な避難方法や安否確認に関する災害時個別避難計画（以下、個別避難計画という。）の作成を行うことにより、要支援者本人が災害時における避難方法、避難先、避難時期等を自ら認識するとともに、安否確認の円滑化や避難先での配慮事項の認識を図ることを目的とする。

（作成対象者）

第2条 本市が作成支援を行う個別避難計画の作成の対象となる要支援者（以下「作成対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とし、優先順位を定めて作成を進めるものとする。

- （1）市内在住の障害福祉サービス利用者で、障害支援区分4以上の者
- （2）市内在住の障害福祉サービス利用者で、移動支援、同行援護、行動援護を利用する者
- （3）次の各号に掲げる医療的ケアを必要とする65歳未満の者

イ 人工呼吸器

ロ 在宅酸素療法

ハ 持続ポンプを使用する経管栄養

ニ 持続ポンプを使用する中心静脈栄養

- （4）その他市長が必要と認める者

2 前項に関わらず、次の各号のサービス等を利用及び施設入所している場合は、作成の対象としない。

- （1）障害者総合支援法に基づく施設入所支援、療養介護、宿泊型自立訓練及び共同生活援助
- （2）児童福祉施設
- （3）障害児施設
- （4）自立援助ホーム
- （5）川崎市高齢者災害時個別避難計画作成支援事業事務取扱要綱第3条第3項に該当するとき

3 第1項の規定に基づく作成対象者のうち、優先して個別避難計画を作成する者については別途定める。

4 第1項の規定に基づく作成対象者のうち、川崎市高齢者災害時個別避難計画作成支援事業事務取扱要綱第3条第1項に該当する場合、原則、介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者等による作成支援を優先するものとする。

（作成者）

第3条 市長は、川崎市地域防災計画の定めるところにより、法第49条の10第1項に基づく避難行動要支援者名簿に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成する。

2 その他市長が認めるものについては別途定める。

(個別避難計画の活用等)

第4条 本事業により個別避難計画の作成を受けた作成対象者は、個別避難計画の内容について正しく認識するとともに、自助・互助が不可欠であることを十分理解し、個別避難計画を活用し早期の避難行動に努めるものとする。

2 個別避難計画の作成者は、個別避難計画の内容について作成対象者に丁寧に説明し、避難行動に必要な事項を認識してもらうとともに、災害発生時には可能な範囲内で作成対象者の安否確認に努めるものとする。

3 個別避難計画の提供を受けた市及び各区は、災害発生時における、安否確認、その他災害対応において必要な範囲内で有効活用するものとする。

(個別避難計画の廃止)

第5条 市長は、作成された個別避難計画が、次の各号のいずれかに該当する場合は、廃止する。

ただし、再び第2条第1項各号に該当することとなった場合は、改めて提出するものとする。

(1) 第2条第1項各号に該当しなくなったとき。

(2) 第2条第2項各号に該当すること。

(3) 市外に転出したとき。

(4) 死亡したとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。